環境県民局 資　　料	Ｎｏ．３

令和７年３月５日
課　名　環境県民局消費生活課
担当者　課長　岡田
内　線　2729

「広島県生活センター」の通称変更について

１　要旨・目的

本県の消費生活相談と県民相談業務の窓口である、通称「広島県生活センター」（本庁農林庁舎１階）について、県民にわかりやすいよう、「広島県消費生活センター」と「広島県県民相談室」に変更する。

なお、現在も相談業務は別々に実施していることから業務等に変更はなく、通称使用のため条例改正等の特段の手続きはない。

２　現状・背景

「広島県生活センター」という通称は、消費者トラブルの相談窓口であることがわかりづらく、インターネット上で検索した場合も、必要な情報にたどり着きにくいとの指摘があり、今後、相談窓口の認知向上と利用促進を図るため改善を図る。

３　通称変更の時期

令和７年４月１日
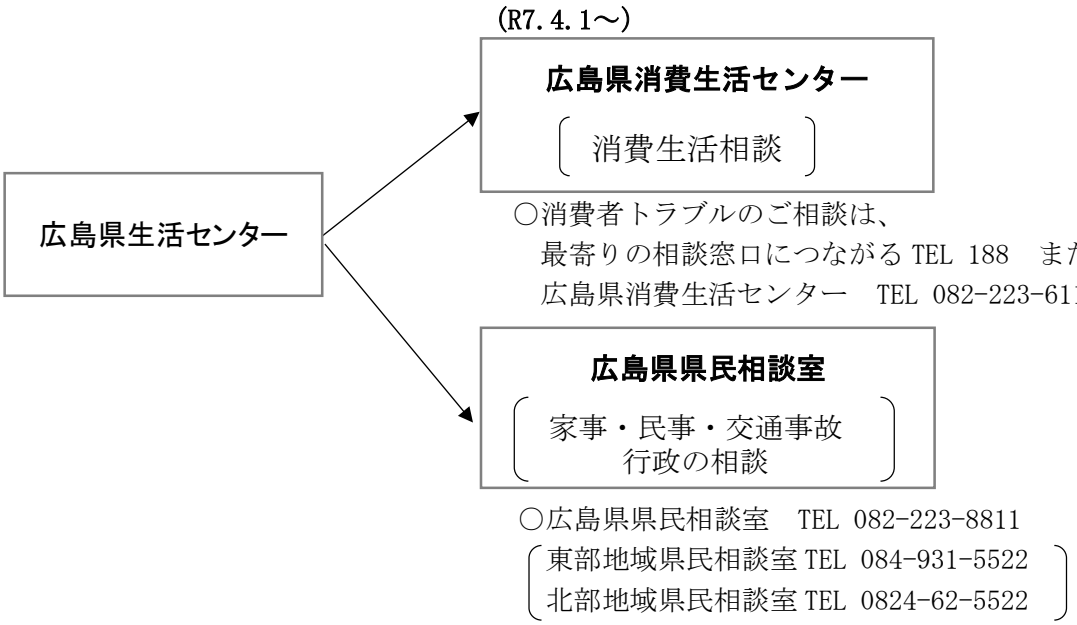
４　参考